

【後見選挙権訴訟判決後集会】

# 「もういちど 選挙に行きたい！」

～公職選挙法11条1項1号の削除を！～

公職選挙法11条1項1号は、「成年被後見人は選挙権を有しない」と定めています。権利擁護のため成年後見制度を利用したことで、選挙権を失うのです。それまで選挙に行っていた障害のある方や高齢の方が選挙に行けなくなる問題だけではなく、公職選挙法の規定は、重要な人権侵害をおかしています。

この問題について、それまでずっと選挙に行っていたのに、成年後見を利用したことで選挙権を失った当事者の一人が、平成23年2月、公職選挙法11条1項1号が違憲であり、選挙権が存在することの確認を求める裁判を東京地方裁判所に起こしました。その後、同様の裁判が、さいたま・京都・札幌で相次いで提起され、現在4地裁で裁判が行われています。

昨年3月26日には、全日本手をつなぐ育成会が中心となり11条1項1号の撤廃を求めて集められた41万人余の署名が総務大臣に提出されています。また、同時期、衆参両議院にも請願が出されています。

障害者政策委員会でも、この問題が議論される中で、昨年12月25日、日本弁護士連合会から、公選法11条1項1号の削除を内閣総理大臣や衆参両議院に求める勧告が出されました。

そして、この度、1月24日に東京地裁の裁判が結審となり、本年3月14日に判決が下されます。ここで今一度、この問題を共有化し、思いを統一し、法改正への呼びかけを行うため、全国からこの問題にかかわっている人、関心のある人に集まっていただく集会を行いたいと思います。

多くの方の参加をお待ちしています。

日 時

**2013年 3月24日(日) 13時15分～16時 (受付13時～)**

会 場

日比谷図書文化館・大ホール (東京都千代田区日比谷公園1番4号)

主 催

後見選挙権訴訟弁護団、社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会  
※共催での実施となります。

プログラム  
(予定)

- ◇ 裁判と運動の趣旨と、各地裁の状況報告
- ◇ 講演 : 講師 戸波江二氏(早稲田大学大学院教授)
- ◇ 裁判の当事者からの発言
- ◇ 育成会から署名の報告と今後の運動について
- ◇ 質疑応答、意見交換

3.14東京地裁  
の判決に注目!

※内容は現時点での予定です。変更される場合もあります。

参加費

無料 (この運動を進めるにあたっての資金が必要です。会場内にカンパ箱を用意しますので、ご協力の程よろしくお願い致します)

後 援  
(含依頼中)  
(順不同)

社団法人日本社会福祉士会 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート  
DPI日本会議 障害者欠格条項をなくす会 社団法人日本精神保健福祉士協会(予定)  
社団法人日本自閉症協会 NPO法人東京都自閉症協会 千葉県自閉症協会  
茨城県自閉症協会 埼玉県自閉症協会 京都府自閉症協会 北海道自閉症協会  
東京都知的障害者育成会 千葉県手をつなぐ育成会 茨城県手をつなぐ育成会  
埼玉県手をつなぐ育成会 北海道手をつなぐ育成会 近畿手をつなぐ育成会連絡協議会

裏面

**定員**

200名

**しめきり**

2013年 3月18日(月) ※定員になり次第、締め切ります。

※当日参加：申込みが定員以下の場合可能ですが、開始時間以後の受付となります。

(注) 事前にお申し込みいただいた方でも、開始時間以降の入場については、立見となる場合もありますので予めご了承ください。

**申込・問合せ**

**全日本手をつなぐ育成会・全国集会係**

ファクス：03-3578-6935 メール：kenri@ikuseikai-japan.jp

※申込記入欄にお名前・ご所属・ご連絡先をご記入いただき、上記までお送りください。

受付証の発行や受領連絡などはいたしませんのでご了承ください。

※手話通訳が必要な場合はご用意いたしますので、事前にご連絡ください。

【申込記入欄】 (記入後、このページをそのままfaxしてください)

お名前	ご所属
代表者ご連絡先(電話番号)・備考	

**会場：アクセスと地図**

**千代田区立日比谷図書文化館** (千代田区日比谷公園1番4号)

- 東京メトロ 丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」 C4・B2 出口より徒歩約5分
- 都営地下鉄 三田線「内幸町駅」 A7 出口より徒歩約3分
- 東京メトロ 千代田線・日比谷線「日比谷駅」 A14 出口より徒歩約7分
- JR 新橋駅 日比谷口より 徒歩約12分
- 当館に駐車場はございません。 ※日比谷公園内の『日比谷駐車場』をご利用ください。

8:00-22:00 30分 250円 / 22:00-翌朝 8:00 30分 150円

